感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

法 人 名: 一般社団法人こもれび

事業所名: 居宅介護支援・指定障がい児相談支援・指定計画相談支援・

指定地域相談支援

ぜろひゃく相談支援センター

児童発達支援·放課後等デイサービス·保育所等訪問支援 らじえむ

I. 平常時の対策

1.総則

(1)目的

当法人は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、 感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築すると ともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等について、感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症発生時における業務継続計画(以下「感染対策 BCP」という)などのマニュアル・社内規程及び社会的規範を遵守するとともに、当法人における適正な感染対策の取り組みを行う。

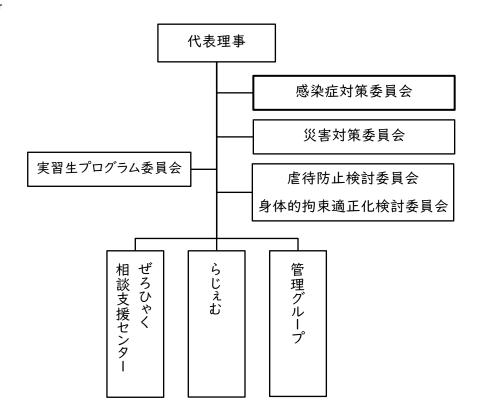
2. 体制

(1)委員会の設置・運営

①目的

法人内での感染症の発生や感染拡大を防止するために、感染症対策委員会を設置する。 感染症対策委員会は各部署から選出された職員で構成し、他の委員会と独立して運営する。

②位置づけ



③活動内容

感染症対策委員会の主な活動内容は、以下の通りとする。

- ・施設・事業所等の感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
- ・ 感染予防に関する決定事項や具体的対策を施設・事業所全体に周知する。
- ・ 施設・事業所等における感染に関する問題を把握し、問題意識を共有・解決する。
- ・ 利用者・職員の健康状態を把握する。
- ・ 感染症が発生した場合、適切に対処するとともに、感染対策及び拡大防止の指揮を執る。
- ・その他、感染関連の検討が必要な場合に、対処する。

④感染症対策委員会の構成員

感染症対策委員会の構成員は次の通りとする。

【委 員 長】 【事務担当】

【委員】

 ぜろひゃく相談支援センター:

 らじぇむ

 管理グループ:

⑤運営方法

感染症対策委員会は、3 か月に | 回定期的に開催する。また、感染症発生時には、必要に応じて随時開催する。

会議の詳細(実施時間や内容、検討事項、開催方法等)は、感染症対策委員会開催日の I 週間前までに事務担当より各委員へ連絡する。

(2)役割分担

各担当の役割分担は、以下の通りとする。

役割	担当者
・検討事項・議案・開催方法など全体の管理	委員長
・感染症対策委員会実施のための各事業部への連絡と調整	事務担当
・利用者、職員の健康状態の把握	
・支援現場における感染対策の実施状況の把握	各事業部の委員
・感染対策方法の現場への周知	

(3)指針の整備

感染症対策委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通して課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新する。

(4)研修

感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の 徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。

指針に基づいた研修プログラムを作成し、職員を対象に定期的に年 2 回以上、かつ、新規採用時に感染症対策研修を実施する。なお、研修の企画、運営、実施記録の作成は、感染症対策委員会が実施する。

対象	常勤及び非常勤職員	新規入職者
開催時期	年2回	入職時
目的	感染予防対策と	感染対策の重要性と
	感染症発生時の対応方法	標準予防策の理解

研修講師は、感染症対策委員会が任命する。

研修内容の詳細(開催日時、講師、方法、内容等)は、研修 | か月前に、各職員に周知する。

(5)訓練

感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、各職員を対象に年2回以上の訓練を実施する。

内容は、役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。

訓練方法は、机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施する。なお、訓練の企画、運営、実施記録の作成は、感染症対策委員会が実施する。

訓練内容の詳細(開催日時、実施方法、内容等)は、訓練 | か月前に、各職員に周知する。

対象	常勤及び非常勤職員	
開催時期	机上訓練 : 年 回	実地訓練 : 年 回
目的	感染対策マニュアルや 感染対策 BCP を利用した行動確認	感染症発生時の対応訓練

3. 日常の支援にかかる感染管理(平常時の対策)

(1)利用者の健康管理

各事業部内において、利用者の健康を管理するために必要な対策を講じる。

- ① 利用開始以前の既往歴について把握する
- ② 利用者の日常を観察し、体調の把握に努めるとともに、情報の共有方法を構築する
- ③ 利用者に対し、感染対策の方法を教育、指導する
- ④ 利用者の感染対策実施状況を把握し、不足している対策を支援する

(2)職員の健康管理

各事業部内において、職員の健康を管理するために必要な対策を講じる。

- ① 入職時の感染症の既往やワクチン接種状況を把握する
- ② 定期健診の必要性を説明し、受診状況を把握する
- ③ 職員の体調把握に努める
- ④ 体調不良時の申請方法を周知し、申請しやすい環境を整える
- ⑤ 職員へ感染対策の方法を教育、指導する
- ⑥ 職員の感染に対する知識を評価し、不足している部分に対し、教育、指導する
- ⑦ ワクチン接種の必要性を説明し、接種を推奨する
- ⑧ 業務中に感染した場合の方針を明確にし、対応について準備する

(3)標準的な感染予防策

各事業部内において、標準的な感染予防策の実施に必要な対策を講じる。

なお、感染予防策及び感染症発生時の感染拡大防止策を講じる際には、厚生労働省発出の「感染症対策マニュアル」及び「感染症対策普及リーフレット」に記載されている対策に従って実施する。

A.職員の感染予防策

- ① 手指衛生の実施状況(方法、タイミングなど)を評価し、適切な方法を教育、指導する
- ② 個人防護具の使用状況 (着用しているケアと着用状況、着脱方法など)を評価し、適切な方法を教育、指導する
- ③ 医療処置時の対応を確認し、適切な方法を指導する
- ④ 上記以外の支援時の対応を確認し、適切な方法を指導する

B.利用者の感染予防策

- ① 食事前、排泄後の手洗い状況を把握する
- ② 手指を清潔に保つために必要な支援について検討し、実施する
- ③ 共有物品の使用状況を把握し、清潔に管理する

C.その他

① 十分な必要物品を確保し、管理する

(4)衛生管理

各事業部内において、衛生管理に必要な対策を講じる。

A.環境整備

- ① 整理整頓、清掃を計画的に実施し、実施状況を評価する
- ② 換気の状況 (方法や時間) を把握し、評価する
- ③ トイレの清掃、消毒を計画的に実施し、実施状況を評価する
- ④ 効果的な環境整備について、教育、指導する

B.食品衛生

- ① 食品の入手、保管状況を確認し、評価する
- ② 調理工程の衛生状況を確認し、評価する
- ③ 環境調査の結果を確認する
- ④ 調理職員の衛生状況を確認する
- ⑤ 課題を検討し、対策を講じる
- ⑥ 衛生的に調理できるよう、教育、指導する

C.血液·体液·排泄物等の処理

- ① 標準予防策について指導する
- ② ケアごとの標準予防策を策定し、周知する
- ③ 処理方法、処理状況を確認する
- ④ 適切な血液・体液・排泄物等の処理方法について、教育、指導する

Ⅱ. 発生時の対応

1. 発生状況の把握

各事業部内において、感染症発生時の状況を把握するための必要な対策を講じる。

- ① 感染者及び感染疑い者の状況を把握し、情報を共有する
- ② 施設・事業所等全体の感染者及び感染疑い者の発生状況を調査し、把握する

2. 感染拡大の防止

各事業部内において、感染拡大防止のために必要な対策を講じる。

- ① 感染症対策委員会の委員は、感染者及び感染疑い者の対応方法を確認し、周知、指導する
- ② 利用者支援の職員は、感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する
- ③ 感染状況を本人へ説明し、感染対策(マスクの着用、手指衛生、行動制限など)の協力を依頼する
- ④ 感染者及び感染疑い者と接触した関係者(職員、家族など)の体調を確認する
- ⑤ ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を実施する
- ⑥ 職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底を促す

3. 医療機関や保健所、行政関係機関との連携

各事業部内において、必要な公的機関との連携について対策を講じる。

A.医療機関との連携(通所児童に係る感染の場合)

- ① 感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対応方法を確認する
- ② 診療の協力を依頼する
- ③ 医療機関からの指示内容を施設・事業所等内で共有する

「連携医療機関〕

B.保健所との連携

- ① 疾病の種類、状況により報告を検討する
- ② 感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する
- ③ 保健所からの指導内容を正しく各職員に共有する

[保健所窓口]

連絡先:

C.行政関係機関との連携

- ① 報告の必要性について検討する
- ② 感染者及び感染疑い者の状況の報告し、指示を確認する 「行政機関]

連絡先:

4. 関係者への連絡

各事業部内において、関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

- ① 施設・事業所等、法人内での情報共有体制を構築、整備する
- ② 利用者家族や保護者との情報共有体制を構築、整備する
- ③ 相談支援事業所との情報共有体制を構築、整備する

5. 感染者発生後の支援(利用者、職員ともに)

各事業部内において、感染者の支援(心のケアなど)について対策を講じる。

- ① 感染者及び感染疑い者の病状や予後を把握する
- ② 感染者及び関係者の精神的ケアを行う体制を構築する

<変更・廃止手続>

本方針の変更及び廃止は、感染症対策委員会の決議により行う。

<附則>

本方針は、2022年4月1日から適用する。

以上